



# 我國綿織物工業の輸出伸張力(其一) : 特に遠州織と播州織に就いて

瀧谷, 善一  
藤井, 茂

---

(Citation)

国民経済雑誌, 68(2):49-83

(Issue Date)

1940-02

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00056280>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00056280>



# 我國綿織物工業の輸出伸張力（其二）

——特に遠州織と播州織に就いて——

瀧谷善一  
藤井茂

## 目次

- 一、序
- 二、綿織物工業の生産規模
- 三、遠州織及び播州織の生産規模
- 四、遠州織及び播州織の生産社會組織
- 五、中小綿織物工業の長所と短所
- 六、我國綿織物工業の輸出競争力
- 七、綿業リンク制と輸出中小織物工業（以下次號）
- 八、最近に於ける綿織物輸出上の諸問題
- 九、綿織物の輸出振興策
- 一〇、結語

我國綿織物工業の輸出伸張力

## 一、序

我國中小工業の輸出伸張力を検討するに當つては、綿織物工業を逸することは出来ない。蓋し、一方に於て、綿織物は我國輸出品中の首位に位し、其の消長は我國民經濟を左右する地位にあり、他方に於て、綿織物の重要な部分が中小工業によつて生産せられてゐるからである。従つて、此等中小綿織物工業の據つて立つ社會的地盤、其の存立形態、其の大工業との競争關係乃至相互倚存關係を明かにして、其の輸出伸張力を吟味することは、廣く中小工業製品の輸出に基底を置く我國民經濟組織の適否を判斷する上に於て重要な意味を有つと考へられるのである。

特に支那事變以後の戰時經濟體制下に於て我國の綿業一般に對し嚴重な國家的統制が加へられ、綿製品の輸出に就いては所謂リンク制が採用せられるに至つた。之によつて中小綿織物工業は其の存立の地盤に大變動を生じ、其の影響するところも尠少ではない。此等の國家的統制下に於て中小綿織物工業が如何にして其の存立を保持しつゝあるかを探ることは、現時我國の綿織物輸出増進の國家的課題に應ふる上からも重要なことである。

以上の觀點に基いて、こゝに我國輸出中小綿織物工業の代表的集團地方たる遠州（静岡縣濱松市及び其の近傍）及び播州（兵庫縣多可郡、加東郡、加西郡）に就いて、兩地方の輸出綿織物生産の状況を調査した所を基礎にして、輸出中小綿織物工業の存立し得る事情を明かにし、リンク制實施に伴ふ具體的な機構の變化と其の影響を探り、更に海外市場に於ける第三國工業及び土着工業との競争關係を吟味することによつて、我國中小綿織物工業の輸出伸張力を判斷すると共に必要な對策を考究しようと思ふ。

## 二、綿織物工業の生産規模

遠州及び播州に於ける綿織物工業の具體的事情を述べるに先立つて、先づ我國の綿織物工業一般に就いて其の生産規模を見、漸次遠州織及び播州織の特殊性を明かにしよう。

我國の綿織物工業一般に就き、通常用ひられる規準に従つて、使用職工數五人以上三十人未滿のものを小工場、三十人以上百人未滿のものを中工場、百人以上のものを大工場として區分し、之に應ずる工場數、使用職工數を見るに昭和十二年に於て次の如くである。

工業の規模(使用職工數)	工場數	同上百分比	職工總數	同上百分比
五人以上一〇人未滿	二、三九六	(四、四六二)	一四、五六三	(四八、六八八)
一〇人——一五人	八八九	八三・九%	一〇、五一四	三二・〇%
一五人——三〇人	一、一七七		二二、六一一	
三〇人——五〇人	四一〇	(六二・五)	一五、五八二	(三〇、五二三)
五〇人——一〇〇人	二二五	一一・八%	一四、九四一	二〇・〇%
一〇〇人——二〇〇人	一三二		一七、六九四	
二〇〇人——五〇〇人	六四	(二三・〇)	一八、六五三	(七三、〇七五)
五〇〇人——一、〇〇〇人	一九	四・三%	一三、〇二四	四八・〇%
一、〇〇〇人以上	一五		二二、七〇四	
合 計	五、三二七	一〇〇・〇%	一五二、二八六	一〇〇・〇%

商工省編纂「工場統計表」に據る。

即ち、工場數に於ては中小工業に屬するものが九五・七%の絶對多數を占め、又職工總數に就いても中小工業に従業せるもの五二・〇%で大工業に従業せるものに比し稍大である。従つてこの二點より言ふならば、我國の綿織物業は中小工業が優位を占めると言ふことが出来る。

然しながら、之を工業の規模に應ずる生産額の點より見れば、中小工業の優位の觀念は修正せられざるを得ない。即ち、工業の規模別生産額は昭和十二年に於て次の如くである。

工業の規模(使用職工數)	生産額	同 上 百 分 比
五人以上一〇人未満	四九、七六四、九九七 <sup>円</sup>	(一七七、七一八、八九四) <sup>円</sup>
一〇人——一五人	三五、四二八、二四三	二一・二%
一五人——三〇人	九二、五二五、六五四	(一五八、五六〇、六四一)
三〇人——五〇人	六九、九〇二、四六六	一八・八%
五〇人——一〇〇人	八八、六五八、一七五	(五〇五、九二四、九〇三)
一〇〇人——二〇〇人	一〇六、八二九、一〇四	六〇・一%
二〇〇人——五〇〇人	一一四、一〇五、〇八四	
五〇〇人——一、〇〇〇人	一〇五、四三二、七五九	
一、〇〇〇人以上	一七九、五五七、九五六	
合 計	八四二、二〇四、四三八	一〇〇・〇%

商工省編纂「工場統計表」に據る。

即ち、中小工業の生産にかゝるものは全體の三九・九%を占めるに過ぎず、大工業の生産に屬するものが六〇・一%

を占めて絶對的に優位を示してゐる。かくて、綿織物工業を一般的に大工業に屬すると見ることが出来る。然しながら、之を更に擴張して前記工場統計表に於て逸せられてゐる部分、即ち、使用職工數五人未滿の極小工業乃至家内工業の生産額を附加して考へるならば、比重は變化する。今、便宜上、商工省統計表に示された我國の綿織物の總生産額(一、一一二、六八五、一五六圓)と前記工場統計表の合計生産額との差額を以て右の極小工業及び家内工業の生産額を表はすものと推定すれば、其の額は二七〇、四八〇、七一八圓となり、之を加へた場合に於ける各の規模に應ずる生産額の百分比を求むるならば、極小工業及び家内工業二四・三%、小工業一五・九%、中工業一三・九%、三者を合計して五四・一%となり、大工業の四五・九%よりも大となる。かやうにして綿織物工業を以て生産額の點に於ても中小工業に屬するものとする見解も成立する(川端巖氏、中小工業と輸出貿易、社會政策時報、昭和十三年二月)。

我々はこゝでは右の如き綿織物工業一般の生産規模に關し深く穿鑿する必要はなく、斯業に於ては中小工業が極めて重要な地位を占めることを知り得れば足る。我々がこゝで必要とするのは輸出綿織物工業の生産規模であるが、輸出向のみに關して前記の如き分析を行ふ資料を缺く。然しながら、輸出綿織物に就いては其の製品の性質上大工業生産品と中小工業生産品との間に可成り明確な區劃が存する。即ち、概言して、製織工程が單純で大量生産に適する生地綿布並に晒綿布は紡績會社の兼營する大工場若くは專業の大工業によつて生産せられ、製織工程の複雑にして大量生産に適せざる糸染綿布は中小工業の生産に俟つものである。此の外、反染綿布及び捺染綿布に就いては製織後加工せられ、製織及び加工共に大工業によつて行はれる場合もあり、共に中小工業によつて行はれる場合もあり、一方

が大工業で、他方が中小工業によつて行はれる場合もあるが、通常は中小工業の生産に屬するものとして取扱はれる。今、右の如き製品の性質と生産規模との關係に應ずる様に、輸出綿織物を分類し各の輸出額（圓ブロックを含む）を示せば次の如くである。

日本綿織物工業組合聯合會調査による。

生	地		晒	捺		反	糸		加工	總	
	圓	平		圓	平		圓	平			圓
			方		方		方		方		
			碼		碼		碼		碼		
			昭和十二年		昭和十三年						
八〇三、五五七、一七九	一四七、〇九四、八五二	六四六、七三九、七一二	一二四、五一四、七七五	四九五、二〇四、一二六	一一六、二四〇、一一二	三八八、一七六、七五九	一一一、六六四、二八三	三二八、〇九三、八九六	七九、三七三、七一二	一、〇一一、四七四、七八一	三〇七、二七八、一〇七
七九四、六一二、四〇五	一二一、八三二、一九三	五〇二、五三〇、〇七二	八七、二七五、六〇五	三四八、五三一、六九八	七四、〇三三、〇〇七	二六二、七一二、四〇三	六六、二四五、六五一	二一一、〇二五、三五七	四二、七七〇、四九八	八二二、二六九、四五八	一八三、〇四九、一五六
二、六一、七五一、六七一	五七八、八八七、七三四									二、一一九、四一一、九三五	三九二、一五七、〇三四

即ち、昭和十二年に於て、主として紡績會社の兼營大工場乃至專業の大工業の生産にかゝると見られる生地及び晒は、數量に於て全體の六二・〇％、價額に於て四六・九％を占むるに對し、主として中小工業の生産にかゝる糸染綿布は、數量に於て一二・三％、價額に於て一三・七％を占め、更に通常中小工業の生産にかゝるものとして取扱はれる捺染及び反染綿布をも合して加工綿布全體としては、數量に於て三八・〇％、價額に於て五三・一％を占める。従つて、輸出綿織物に就いても中小工業が相當重要な地位を占めることが知られるのである。

我々がこゝで問題とする遠州織及び播州織は主として前述の糸染綿布に關するものである。尤も兩地方の綿織物が盡く輸已向織物であるといふわけでもなく、又特に糸染綿布のみであるといふわけでもない。播州に就いては、内地向製品は輸已向製品の二％にも達せず（播州織工業組合のみ、昭和十二年）、且つ、其の製品は糸染綿布又は綿糸加工による布帛製品であつて、従つて播州織は輸出糸染綿布及び之に準ずる布帛製品と稱することが出来るが、遠州にあつては、輸已向の外に之に匹敵する内地向生産が行はれて居り、又輸已向織物の中にも生地綿布が七割乃至八割を占め、糸染綿布は三割乃至二割を占めるにとゞまる。従つて、遠州織を以て直ちに糸染綿布と稱することは出来ないが、此の地方の生地綿布に就いても中小工業を適當とする特殊の事情があり、其の限りに於て生地綿布をも含めて考察の對象とするであらう。

今、糸染綿布のみに關して遠州及び播州の我國總生産額中に於て占める地位を見るに昭和十二年に於て次の如くである。（「商工省統計表」中、「縮木綿及び織色無地（廣幅物）」として掲出されたものをとる。）

	數	量	同 上 百 分 比	價	額	同 上 百 分 比
靜岡縣	六五、〇四五、五〇二 <sup>米</sup>		一九・一 <sup>%</sup>	二〇、九六二、六二五 <sup>円</sup>		二九・八 <sup>%</sup>
兵庫縣	一五〇、〇五〇、一二八		四四・一	二五、五八五、九五〇		三六・四
兩縣合計	二一五、〇九五、六三〇		六三・二	四六、五四八、四七五		六六・二
全 國	三四〇、五三七、九四八		一〇〇・〇	七〇、三〇七、五一八		一〇〇・〇

「商工省統計表」に據る。

即ち、兩縣（遠州及び播州と一致す）を合して全國の約三分の二を占め、他府縣に比して斷然頭角を現はしてゐるのであつて、製品の種類により主産地を異にするものもあるとは言へ、兩地方を以て糸染綿布の産地を代表せしめることを得るであらう。

因みに糸染綿布とは原糸に染又は晒等の加工を加へた後に製織せられた織物の總稱であつて、未加工の原糸を以て製織されたるもの（生地綿布）、生地綿布を晒したるもの（晒綿布）、又は製織後加工されたるもの（捺染、反染綿布）と相違するのである。

糸染綿布に屬する主要製品は、綿縮、綿ネル、縞綿ポプリン、綿小倉、縞三綾、綿縞サロン、縞綿布、等である。

### 三、遠州織及び播州織の生産規模

遠州及び播州の綿織物工業は中小規模のものが絶對多數を占めてゐる。今、遠州に於ける輸出綿織物工業者を包括する遠州輸出織物工業組合永久社（濱松市及び其の近傍）と播州に於ける最大の綿織物工業組合たる播州織工業組合

(多可郡西脇町及び其の近傍)に屬する組合員に就いて使用織機臺數に應ずる企業數を見るに次の如くである。

工業の規模(織機臺數)	遠州・永久社(昭和十四年十一月現在)		播州織工業組合 (昭和十四年四月現在)
	生地 綿 布	雜 綿 布	
一〇臺以下	一四八(二九・七%)	一三二(三七・九%)	二三(八・九%)
一一臺以上二〇臺以下	一九一(三八・三%)	一五〇(四三・〇%)	八九(三四・四%)
二一臺—三〇臺	四六(九・二%)	三四(九・八%)	五八(二二・四%)
三一臺—四〇臺	五〇(一〇・〇%)	一九(五・五%)	四〇(一五・四%)
四一臺—五〇臺	一〇(二・〇%)	六(一・七%)	二〇(七・七%)
五一臺—一〇〇臺	二七(五・四%)	七(二・〇%)	二〇(七・七%)
一〇一臺—三〇〇臺	二二(四・四%)	—	八(三・一%)
三〇一臺以上	五(一・〇%)	—	一(〇・四%)
合 計	四九九(一〇〇・〇%)	三八四(一〇〇・〇%)	二五九(一〇〇・〇%)

註、織機の寬幅に就いては種々のものがあるが換算を行はず。

遠州に於ける生地綿布とは原糸未加工のまま製織するものを總稱し、従つて既述の生地、晒、捺染、反染を包含する。又雜綿布とは原糸加工の上製織するものを言ひ、既述の糸染綿布に相當する。但し、先染糸を用ふる程度少きものを生地綿布として取扱ふ場合もある。

右の表に於ては、現實に織機を有する者のみを算入したるを以て組合員總數とは一致しない。

此の表によつて見るに、遠州、播州共に工業の規模は極めて小さく、織機臺數五〇臺以下のものが遠州にあつては九二・八%、播州にあつては八八・八%を占め、織機臺數一〇〇臺以上のものは遠州に於ては五・五%、播州に於ては

三五%に過ぎない。更に詳細に見れば、遠州に於ける雜綿布部門と播州との比較に於て、遠州の規模が著しく小さく、二〇臺以下のものが八〇・九%に達し、播州に於ては一〇臺以下のものは少く、一〇臺以上四〇臺以下のものが多數を占める。又同じ遠州に就いて、生地綿布部門と雜綿布部門を比較するに、生地綿布部門の方がその規模が大であり、特に一〇〇臺以上のものは生地綿布部門に限られてゐる。かやうに生産規模に差異を生ずる理由は後に述べるが、總じて見られる兩地方の特徴は中小工業が絶對多數を占める事實である。

かやうに兩地方に於て中小規模の企業が絶對多數を占める所以を考へるに、第一に兩地方の織物業の歴史性に求め得べく、第二に兩地方の製織せる織物の生産技術の特殊性に、第三に海外よりの一口需要量の大きさに求めることが出来る。

## 一、歴史性

遠州、播州共に機業の歴史は古く、徳川時代既に夫々家内工業の集合せる機業地帯を形成してゐた。かゝる時代より培はれたる機業として、最初は手織機を用ふる純家内工業より漸次工場制工業に進展したのであつて、此の過程に於て特に大なる影響を與へたものは日清戦後發明された力織機の利用(豊田式力織機の發明は明治二十九年、之が利用は兩地方共に明治三十三年に初まる)であり、力織機の利用と動力利用の進歩とは相俟つて生産方法及び生産組織を近代化せしめるに役立つたのである。更に兩地方共に歐洲大戰を轉機として國內向小幅着尺地より輸出向大幅織物に轉じたのであるが、此の場合に於て、既設の工場設備内に於て單純に織機の入替を行ふことによつて容易に輸出製

織に轉ずることが出來たのである。

かやうにして、兩地方の機業は元來國內向製織を目的とする家内工業が時代の進運に伴ひ工場制工業に轉じ、更に製品の上に於て輸出製織に進出したのであつて、その間生産規模の擴張は行はれたとは言へ、古き組織と設備の制約を脱することを得ず、加ふるに個々の企業の資本力の少きこと、相俟つて、大規模の工場制工業に飛躍することが出来なかつたのである。

## 二、生産技術

右の如き歴史的發展過程に於て、兩地方の綿織物工業が中小規模の形態にとゞまることを可能ならしめた積極的理由の第一は兩地方の製織せる製品の生産技術の特殊性である。即ち、兩地方の製織せる輸出織物は歴史的に見て其の種類に於て激しい變遷を見てゐるとは言へ、通じて見られる特徴は其の製織技術上組織的な機械力の應用に適せず、手工的操作に俟つこと多き糸染綿布又は細番手原糸を使用する高級生地綿布乃至特殊の加工技術を必要とする生地綿布である。例へば、遠州に於ては縞三綾（糸染綿布）に初まり、次いで縞サロン（糸染）の盛行を見、現在では縞又は生地ของポプリンが重きをなしてゐるが、生地ของポプリン其の他の生地綿布に就いても細番手高級品を特徴とし、MKポプリンの如き普通品は特に大規模工場に於て製織されてゐる。又別に遠州には別珍コール天の如き加工上特殊の技術（剪毛工程）を必要とする特殊の織物が存する。播州に於ては前述の如く殆ど一様に縞三綾、ギンガム、ゼファア、縞サロン等の糸染綿布を製織し、最近に至つて此の外に綿テーブルクロス、キコイ、マフラ等の糸染短碼布

帛の製織を見るに至つた。

此等の製品は生産技術が極めて複雑であり、従つて組織的連續的作業に適せず、自働織機の利用闕に達せず力織機によつて製織せられるのである。特に糸染綿布に就いては生地綿布に比して機械力利用の限度が著しく制約される。

先づ第一に整經工程に於て、多種類の先染糸を配合する必要上全部整經機及びサイジングを使用することを得ず、部分整經機に依らざるを得ないし、綜統通しも機械を用ふることを得ずして人力に俟たねばならぬ。かやうに部分整經機を用ひることが、糸染綿布の工業規模を制約する重要な原因をなしてゐる。即ち、播州の例に徴するに、部分整經機一臺の最適限利用度は三六吋幅の織機に就いて言へば三十二臺とせられ、同時に此の織機臺數を備ふる場合に於て、使用職工の割當を最適限たらしむることを得、動力に於て七馬力半の電動機を最適限に利用し得ることが經驗的に確立せられてゐるのである。今かゝる最適限規模を有つ標準工場に就いて、各工程に要する機械、職工及び動力の關係を見るに次の如くである。

職工	備考
2人	
3人	
2人	
1人	播州地方にては外に出す 綜統通しは外に出す 織機下部
6人	一人六臺持 一部四臺持
1人	
1人	播州地方にては使用者と呼ばれる
1人	
計 16人	

工 程	機 械	
準備工程		
糊付工		
認線工		
管卷工		
整經工程	部分整經機	1臺
製織工程	織機(36吋)	32臺
機織工		
見廻工		
保全工		
雜		
小 僧		
動 力	7.5馬力電動機	一臺

此の關係は織機の筵幅の廣狭によつて變化すること勿論であつて、幅員の大となるに従つて織機臺數は減少し、例へば五二吋幅のものに就いては十八臺、四八吋幅のものに就いては二十四臺等の基準が與へられる。播州地方に於ては種々の事情による若干の制約はあるとは言へ、凡ての工場がかゝる最適限の工場規模を目標として設備せられて居り、一工場内に二臺の整經機を有するものは其の工場規模を單位規模の二倍ならしめ、又各種の織機を擁する場合にも整經機の能力に合致する様配慮せられてゐる。特に注目すべき現象は單位規模を嚴守する配慮が工場規模の過大となるを制約せる點であつて、即ち、一企業にして多數の織機を有するものは工場を分割し、一工場の規模に就いては單位規模に近づけてゐる。事實に於て織機百臺以上を有する企業は盡くが數個の分工場を設け、一工場當り織機臺數を制限してゐるのである。前記播州織工業組合所屬の各企業當り織機臺數が十臺以上五十臺以下に集中せることも之によつて首肯出來、又昭和十三年末に於ける一工場當り平均織機臺數二十八臺強(製織工場、三一二、織機臺數、五

〇吋以上、二、八五三、四九吋以下、六、〇七八、計、八、九三二臺)といふのも此の間の消息を物語るものである。遠州に於ける糸染綿布の最適限工場規模は播州のそれに比して小さく、通常四四吋幅のものにて十六臺乃至十八臺を以て基準としてゐる。これは此の地方の織物が播州のそれに比して細番手の糸を使用し、従つて製織技術が複雑なるに基き、又後述する如く、此の地方には分業制度が發達してゐて必ずしも各工場が整經機を備ふる必要なく、従つて整經機使用に基く制約より解放せられ得ることに基因する。之が遠州に於て二十臺以下の織機を有する工場が絶對多數を占め、且つ十臺以下の工場が多數に上る所以である。

### 三、需 要 量

兩地方の工業規模を規定する今一つの要因は、海外よりの一口注文量が小さいことである。一般に糸染綿布に就いては市場生産を行ふことを得ず注文生産による。蓋し、糸染綿布は所謂ファッショングッツに屬し、特殊の品質、縮柄、意匠を必要とし、市場と用途と消費慣習に應じて多岐に互るものである。而して通常、注文は種々の柄模様を組合はせたものを以て一口とし、且つ一口の注文の大きさは千反二千反等の小口を單位とし、一萬反以上の大口注文は分割して發注せられるを常とする。かくて、此等の注文は中小工業が之を消化するに適當して居り、同時に此の點に於て見込みに基く大量生産に適しないのである。遠州に於ける生地綿布に就いても同様のことが言ひ得るのであつて、市場生産可能の普通生地物は大規模工業により、注文生産による特殊品は中小工業によつて製織せられるのである。需要量に關聯して注目すべきことは、遠州及び播州共に工場經營が著しく多角化されてゐる點である。即ち、一工

場内に多様の織機を備へ、多種類の織物を製織してゐるものが多いのは、多種小口の注文に應ずる必要に出でたるものと考へられるのである。

以上の如くにして、一般的に見て遠州及び播州に於ける綿織物工業が中小工業形態をとれる所以は、一方に於て其の歴史性により大規模化し得なかつた事情があると共に、他方に於て、積極的に、其の製品の生産技術並に需要量の點に於て大規模化する必要なのみならず、却つて中小工業形態をとることを有利ならしめる事情が存するのに基づく。かゝる事情に照して如何なる大工業と雖も積極的に此の部門に進出することを得ず、又進出を必要としなかつたのである。

最後に、大工業が此の部門に進出し得なかつた今一つの要因として注目すべきは、兩地方の製品の變遷の激しいことである。既述の如く、遠州に於ては縞三綾は既に製織を見ず、ギンガムの製織も減じ、縞サロン及び縞ポプリンが糸染綿布を代表し、他方に於て生地のパプリンが盛行して居り、播州に於ても、綿ネル、縞三綾、縞サロン、ギンガム、ゼファア、マフラー、キコイ等海外市場の情勢に應じて其の重點を異にし、特に最近にはテーブルクロス、ナブキン等の紋織にまで進展してゐる。過去の例に徴するに、播州に於ては織機の入替は平均三ケ年毎に行はれ、極端な例としては一ケ年に三回の製品轉換を行つたものもあると言ふ。かやうに製品が恒久性を欠き、其の變遷の激しい場合に於ては、大規模の設備を以てしては到底迅速に其の變遷に順應することを得ず、又其の負擔に堪へ得ないであらう。此の點に於ても中小工業規模は此の部門の製品には適當したものと云ひ得るのである。

#### 四、遠州織及び播州織の生産社會組織

以上は遠州及び播州の綿織物工業の生産規模を規定する積極的要因に關して述べたのであるが、次にかくて決定せられた中小規模の工業の存立を支援する生産社會組織其のものを解剖する必要がある。

生産社會組織に着目するときは遠州と播州との間に著しい差異が存する。即ち、

第一に、織物の種類に關して播州が専ら糸染綿布乃至之に類似する布帛製品を製織せるに對し、遠州に於ては其の外に生地綿布が重要な地位を占めてゐること既述の如くであるが、此の結果、播州に於ける生産事情が單純なるに反して、遠州のそれは複雑である。蓋し、生地綿布と糸染綿布とは生産工程が異なるのみならず、生産組織及び取引組織をも異にするからである。

第二に、同じ糸染綿布に就いて見ても、播州に於ては生産上の社會的分業が、原糸の染晒工程と製織準備を含む製織工程と整理加工工程の三段階に分たれるに對して、遠州に於ては社會的分業が著しく細分化し、製織準備の各工程が各別の企業によつて獨立的に營まれるのである。即ち、織布工場の外に撚糸工場、糊付工場、管卷工場、整經工場等が別個に存在し、播州に於ける織布工場が一貫的に此等の諸準備工程を自家工場内に於て行ふのと相違する。糸染綿布に限らず、遠州の生産社會組織の特徴は社會的分業の發達せることにあり、生地綿布に就いても、サイジング工場、捺染工場、起毛工場（別珍コール天に就き）剪毛工場、別珍コール天仕上工場等が織布工場の外に存する。此の結果、播州に於ける織布工場は準備工程に應ずる織機臺數を備へ、獨立的一貫作業をなすに必要な大いさを保つ必要

があるに對して、遠州に於ける織布工場は單純に自己の資本力に應ずる織機臺數を設備し、専ら製織工程のみを擔當することによつて其の存立を保ち得るのである。

第三に、播州に於ては製造問屋制度が發達せざりしに對し、遠州に於ては織元と呼ばれる、製造問屋制度が發達し、生産社會組織上極めて重要な役割を果してゐる。即ち、遠州に於ては織物の中央市場より距つてゐる關係上早くより製造問屋が存在し、特に輸出織物に轉じた際に、機業者の海外市場知識及び取引知識の欠如を補ふものとして、又輸出織物織機設備に伴ふ中小機業者の流動資金の枯渴を救ふものとして其の重要性を加へ、遠州輸出織物中歴史の古い糸染綿布に就いては、機業者の八割が約二十軒の製造問屋に從屬してゐる。又生地綿布に就いても約五十軒の製造問屋が存在し、織機臺數五十臺以下の中小機業者は多く此等の製造問屋に從屬して賃織を行つてゐるのである（遠州に於ける製造問屋はリンク制實施後若干其の地位の變化を見たが、こゝでは暫く此の問題には觸れないでおく）。

製造問屋は海外の注文に應じて原糸を調達し、之に必要な準備を施して多數の賃織業者に支給して製織せしめ、織上つたものを回収して必要な整理加工を加へ一括して輸出商に納品するのであつて、製造問屋のかゝる一貫的組織的活動の下に、常に賃織業者のみならず、生産工程の各部門を擔當する專業者が統制指導せられ、同時に各部分工程の擔當者相互間に協業關係が保持せられるのである。従つて遠州に於ける小規模織布工場の存在並に生産工程の分業化はかゝる製造問屋の活動を前提として初めて可能となり、逆にかゝる小規模織布工場の多數に存在することゝ、生産工程の分業化の事實が製造問屋に其の存在理由を提供してゐるのである。

(註) 製造問屋の中には自らも織布を行ふものと然らざるものがあるが、製造問屋の職能に關する限り同一である。遠州では製造問屋は皆工業組合に加入してゐる。

之に反して播州に於ては元來製造問屋制度は存在せず、只僅かに資本力大なる機業者が資本力小なる少數の機業者を隷屬せしめて所謂出機賃機カシバゲンキンバツの關係を成立せしめてゐるか、又は一時的に多量の注文を受取つたものが、他の機業者に賃機を依頼する程度にとどまつて、未だ本然的な製造問屋にまで發展せず、又之を本然的な製造問屋に發展せしめる社會的地盤もない。而して一般的には各機業者は自己の計算に於て原糸を購入し、製品を販賣するのであつて、受注及び販賣は直接阪神地方の商館と折衝するか、又は仲介業者(ブローカー)を利用するのである。かやうに播州に於て製造問屋制度の發達しなかつた理由としては、各機業者の獨立心が強く、且つ自力にて商業危険を負擔する資力を備へてゐたこと、前述の如く各機業者が製織に關する一貫作業を行ひ、各種の部分擔當者と協業する必要の存しなかつたこと、及び地理的に輸出港たる神戸、大阪に近接してゐて、此等の中心市場の問屋又は輸出商と直接に折衝することが出來、地元地元に於て特別の商取引機關を必要としなかつたこと等を擧げることが出来る。

第四に、播州に於ては單一の工業組合が地域内の糸染晒業者、織布業者、整理加工業者を包括し、特に播州織工業組合にあつては整理加工を單一工場に於て組合自體が行つてゐる對し、遠州にあつては各工程別に組合が存し、例へば原糸の染晒に就いては遠江染色工業組合開進社、糊付に就いては遠江糊付業組合、整理加工に就いては濱松染色整理工業組合等が存在し、遠州輸出織物工業組合永久社は單に織布業者、製造問屋、並に特殊少數の加工業者を組合員

として抱擁するに過ぎない。之は遠州に於ける社會的分業の發達に應ずる當然の歸結である。

之を組合活動の實際に即して見るに、播州織工業組合にあつては、染料、藥品を共同購入して染晒業者に分配し、糊料、機料品に就いても組合員の要求により共同購入をなす外、過去に於ては製品の共同販賣（サロン共販部の設置等）をも行つてゐた。特に注目すべきは、整理加工を組合經營に移し、單一工場に於て大規模に行つてゐること、並に包装、荷造、輸送に就いても一切組合の手で行つてゐることである。即ち、機業者は製織以後の一切の處理を組合に委ねることによつて製織のみに専念することが可能となり、組合に於ては、整理加工に要する設備の整備、能率の増進、材料品の選擇、包装荷造用品の大量購入、大量輸送による運賃の輕減等の大規模經營の利益を收めることが出来る。かくて播州に於ては多數の獨立せる中小工業が組合を通じ、特に組合經營の整理加工工場を通じて統合せられ、全體としての有機的組織を與へられてゐると見ることが出来るのである。

之に對し、遠州輸出織物工業組合永久社にあつては、糸染染料、針金綜統、サイジングネルの共同購入を行ふ外、共同設備として五つのサイジング工場を有ち、之を個人に委任經營せしめ、又別珍コール天に關しては一つの染色加工利用工場を有つが、糸染綿布に就いては共同利用設備を欠き、特に其の整理加工は數個の獨立の專業者によつて行はれる。此の外、前述したる如く各工程別に獨立の組合が存する結果、永久社はかゝる別個の組合に屬する專業者より其の若干を指定して特に指導統制する方法をとつてゐる。かくて遠州に於ては輸出織物に關する包括的統一的な組織を欠き、相互の協同によつて辛じて有機的活動を維持してゐるものと言ひ得るであらう。

元來遠州の機業は大正六年静岡縣産業調査會に於て輸出織物に轉ずることを勸奨して以來、縣の指導と業界の先覺者の努力に基き、輸出織物の製織に關して中小工業を結合する有機的組織の完成を目指して全生産組織を計劃し、其の中心に於て遠州輸出織物工業組合永久社が一方に原糸の漂白、染色、糊付、整理等の共同加工を行ひ又、製品検査、包装の改良、商標の統一に努め、他方に、生産各工程の專業者を指導、統制し特に其の相互間の有機的連繫の實を擧げ來つたものであるが、多數の組合の分離獨立はかかる有機的活動を弱體化せしめるに至つた。輸出織物に關する一切の業者を組合員として包攝し、之を統轄する如き大永久社の必要が説かれる所以である。

最後に、兩地方の織物業の發達に對し重要な役割を有つ試験場機關の存することを擧げねばならぬ。即ち、遠州には静岡縣立濱松工業試験場、播州西脇には兵庫縣立染織試験場があり、共に染色、機織、圖案、整理等に關する技術的試験を行ひ、業界を指導すると共に、見本品を試織して海外に試賣し、新市場の開拓に努め（遠州では此の事業は既に中止して居るが、播州では尙繼續してゐる。其の成績は發給見本に對する注文率5%であるといふ）、工場の能率増進に關する研究を行つて實地を指導し、又優秀なる職工の養成に努めてゐる（遠州では傳習生制度をとり、播州では染織養成所を有つ）。

此等の試験場の活動が業界を啓發、指導して其の發達に資することの大なるは言ふを俟たぬ。特に新製品の製織、新技術の適用、新機械の利用等に就いて業界を指導し、多大の貢獻をなした事は遠州に於けるサイジングの利用、播州に於ける紋型紙の製作等に見られるところであつて、研究調査に餘裕なき中小工業者をして時代の變遷に追隨するを得しめる上に於て、此等の指導機關の今後に於ける役割は愈々重大であると言はねばならぬ。

## 五、中小綿織物工業の長所と短所

以上に於て遠州及び播州に於ける輸出綿織物の生産社會組織を夫々の特徴に即して明かにした。之によつて見るに、兩地方共に多數の中小工業者が地域的に集合してそこに一つの生産社會を形成して居り、此の生産社會に於ては、之を組成する個々の細胞に就いて見れば、其の生産能力も小さく、生産品種も限定されて居るが、之を生産社會全體に就いて見れば、其の生産能力は極めて大きく、生産品種も多岐に亘り、之に應じて原材料の購入、製品の販賣に於ける組織、運輸機關、金融機關、勞働市場等も大規模に整備せられてゐるのであつて、若しかの單一の大工場に於ける生産組織を集中的大工業と呼ぶならば、遠州及び播州に於ける生産社會組織を分散的大工業と言ふことが可能であらう。特に遠州に於けるが如く、製造間屋が介在して一定範圍の中小工業群を統轄してゐる場合には、之を間屋制大工業と稱するも不可ないであらう。

集中的大工業と分散的大工業との差異は、前者が生産技術の單純にして需要量の大きな製品に就き反覆的操作を行ふことにより大量生産に基く内部的經費節減の利益を擧げるに對して、後者が生産技術の複雑にして一口注文量の小なる多種類の製品に就き併列的操作を行ふ多數の細胞工場を内包し、其の外圍に有機的社會を形成することによつて外部的經費節減の利益を確保する點にある。工業組合及び間屋はかゝる外部的經費節減を目指して積極的・意識的に活動せるものである。

中小織物工業が大工業に對抗して存立し得る理由は、一方に於て既述の如き生産技術及び需要量等に基く積極的根

據に基くと共に、他方に於て中小工業がかゝる社會組織内に包攝せられてゐることに求められるのである。

然しながら、右の如き生産社會組織其のものに就いては批判の餘地は残されてゐる。先づ第一に、個々の工業規模が小さく、其の資本金が乏しい結果、製品の齊一性に於て欠くところがあり、納期を厳守し得ない事態を生じ、特に製品向上に對する積極的努力を欠き、經營に於ても舊慣を墨守して時代の進運に追隨し難い難點がある。第二に、特に遠州の如く社會的分業の高度化せる場合にあつては、一の工程の專業工場より次の工程の專業工場に至るまでの距離が運搬上の負擔を増し、又前者と後者との間の仕事の連絡に於て齟齬を來し、時間的損失を免れ得ない。又各工程の部分擔當者が各自利潤を要求する結果、生産費は全體的に見て高まらざるを得ない。第三に、多數の業者の併存は、各自の私利の追求によつて全體の利益を阻害し、特に業者相互間の競争の結果は輸出價格を不當に低下せしめる欠陥がある。

工業組合及び問屋はかゝる難點の除去に就き必ずしも有效に活動し得るものではない。蓋し、工業組合の各組合員に對する關係は單一大工場の指導部の各生産部門に對する關係とは本質的に異り、又製造問屋は自らの利益に於て活動し、其の結果、却つて個々の工業者の無力と相互競争を利用して工業者を壓迫し、弊害を加重せしめることもあり得るからである。

以上の如き中小工業組織の不合理性を補ふ最大の武器は労働條件の有利性に求めることが出来る。即ち、中小織物業は家内工業的性質を帯びて家族従業員を使用すること多く、農村に圍繞せられた地方都市又は町村が織物業地

帶となれる關係上、休閒勞働力を利用することを得、一般職工に就いても其の賃銀は農村の生活費を標準とするために大工業都市に於ける工場又は大規模工場に比して低く、特に十人以下の職工を使用する場合には工場法の適用を免れる等の事實により、勞働費用を節減し得るのである。特に家族従業員のある場合には職工の監督が行き届き、能率を高め得ると共に、家族従業員は最小限度、工場の運轉による家計の維持を目的とし得るを以て、經營に伸縮性と粘着力を附與する。此のことが景氣不景氣の波動に對してもよく中小工業を守り、又輸出市場に於ける外國との價格競争にも堪へ得る力を與へるのである。

以上の如くにして、生産技術、需要量に基く積極的適性、生産社會組織の有機的活動に伴ふ外部的經費節減、並に勞働條件の有利性の諸點に於て、特定の織物に關しては中小工業がよく其の存在理由を主張し得、大工業に侵されざる地位を確保し得るのである。従つて、此等の根據の孰れかを欠くときはそれだけ中小工業たることの主張を弱めるのであつて、例へば遠州に於ける普通生地綿布（MKポプリン等）の如きは大工業化せざるを得ず、又假りに大工業化したとしても紡績會社兼營の一貫作業に基く大工場に壓迫せられる運命を有するのである。

かゝる意味に於て、遠州及び播州に於ける糸染綿布、細番手高級綿布等はよく中小工業の製品たるに適し、我國の社會的事情に應じたものと言ひ得べく、それだけに海外に於て獨自の競争力を發揮し得るわけである。

## 六、我國綿織物工業の輸出競争力

我々はこゝでは我國綿織物一般の輸出競争力を吟味せんとするものではなく、中小工業の生産する綿織物特に糸染

綿布の輸出競争力を問題とするのであるが、統計及び其の他の關係上、時に加工綿布に擴大し又は綿織物一般に擴張することもあらう。

既に遠州織及び播州織に就いて検討した如く、我國の輸出中小綿織物工業は、紡績會社の兼營大工場並に專業の大工業によつて取り殘された製品部門に於て存立し、地域的集團を作ることによつて特殊の生産社會を形成し、我國の社會組織の特殊性と労働條件の有利性を利用して其の生産能率を高めてゐるのであつて、こゝに其の輸出競争力の根基があるわけである。

更に我國の綿織物工業の輸出競争力を判斷するに際して看過すべからざる一點は、綿織物の原料たる綿糸が我國に於ては低廉、大量且つ多種に供給せられるといふ事實である。我國の紡績業が大規模組織を有ち、原棉の買付、綿糸の生産技術、特に混棉技術の進歩による下級棉の利用、ハイドラフトの如き優秀技術の適用による工程の省略、生産組織の合理化による能率増進、労働條件の有利性等の點に於て他國の追隨を許さぬことは我國綿業發達史の教ふるところである。今、日英兩國の綿糸生産費を Freda Uley: Lancashire and Far East, 1931. (p. 208—210.) 所載の比較に基いて見るに、兩國條件を一にせる三十八番手精紡迄の工費（原棉代を除く）に於て、日本に比し英國は約八八%高、其の他の諸經費に於て七%乃至六六%高で、合計生産費に於て四一%乃至七五%高である。更に其の後十年間に於て、我國が技術の改善と合理化の徹底により生産費を半減し得た事實に徴すれば、現在に於ける兩國の差の著しき擴大は想像するに難くない。

綿糸生産に就いて言ひ得ることは或る程度綿布の生産に就いても妥當する。前記フレダ、ウトレイ女史は前掲書二二三頁に於て英國の織布工費は日本の約二倍であることを認めて居り、賃銀以外の諸經費に就いても我國の製織機械の優秀と、職工一人當り受持織機臺數の大なること（我國の織機の自動化は過半に達するに對し、英國にては二分三厘弱、一人持臺數普通織機平均從來四臺最近六臺、我國にては平均八臺、自働織機平均三四十臺）、生産組織の合理化に基く經費節減等を考慮すれば、英國に比して我國の生産費は著しく低廉となる。今綿織物一般に就いて最近の數字に基き坂上武史氏が日英綿布輸出單價を比較されたる所によれば次の如くである（坂上武史氏、日・英綿布輸出單價比較論「綿輪聯」昭和十四年八月號）

○一九三八年中輸出日本綿布コスト明細

輸出日本綿布單價	一封度當り	八一・三	総	一〇〇%
内譯	所要原棉代	三九・八		四九
	工費（マージンを含む）	四一・五		五一

（註）日本大藏省貿易月報の輸出綿布、輸入棉花統計より割出す。一封度 $\parallel$ 四・七平方碼として計算す。

○一九三八年中輸出英國綿布コスト明細

輸出英國綿布單價	一封度當り	二六・五	片	一〇〇%
内譯	所要原棉代	六・四		二四
	工費（マージンを含む）	二〇・一		七六

（註）英國貿易月報の輸出綿布、輸入棉花統計より割出す。輸入は輸入當時の内地時價、輸出はF・O・Bなると日本に同じ。

右の表によつて見るに、輸出コスト中に含まるゝ工費の割合は日本に就いては五割一分に過ぎざるに比し、英國に就いては七割六分に及ぶ。此の數字は勿論全輸出綿織物に關するものであつて、右の工費の占める割合の開きは、一部分は前述の綿糸生産に於ける經費節減に、一部分は紡績兼營の織布工場及び專業の大工業に於ける織布上乃至加工

上の經費節減に歸せしめらるべく、特に我國の大紡績會社中には紡績、織布、加工の各工程を一貫的に行つて、英國の如き個々獨立的に行はれる不合理性を除去してゐる點に求められる。此の限りに於て、英國の綿織物工業の組織と比較的類似せる我國の中小綿織物工業に於ける輸出競争力を此の統計から檢出することは稍困難であるが、少くとも我國の中小工業の勞働條件の有利性と社會生産組織の特異性の故に工費の低廉性に若干の寄與をしてゐることは想像せられるのである。

次に特に我國中小綿織物工業の生産にかゝる加工綿布に限つて日・英を比較するために、兩國の輸出單價（一平方碼當り）を比較するに次の如くである。（單位、錢）

	日 本 (第三國向)			英 國		
	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
捺染	一九・一	二三・三	二〇・五	四〇・二	四三・六	四三・五
反染	二一・六	二六・七	二二・一	四四・八	四八・四	四九・四
糸染	一九・七	二四・一	一九・九	四九・〇	五三・六	五五・九

「綿工聯統計月報」及び Accounts relating to Trade and Navigation of the U.K. に據る。邦貨一圓＝一志二片にて換算す。

此の表によつて、輸出單價の開きの大なることを以て直ちに我國の生産費が英國に比し半分以下であると即斷することは出来ない。蓋し、英國の製品は主として中番手及び細番手の綿糸を以て製織せられるに對し、我國のそれは主として太番手及び中番手の綿糸を以て製織せられるものであるから、品質の差異を考慮に加へねばならぬ。特に糸染

綿布に就いては我國の單價は加工綿布中低位にあるに對して英國では最高位に立つて居り、品質の差の大なることを物語つてゐる。更に、英國は其の綿織物輸出に於て先進國としての暖簾を有ち、又諸外國市場の綿織物關稅は英國に對するよりも我國に對して高率である等の理由により、英國の利潤餘地が我國のそれよりも大であることを斟酌せねばならぬ。此等の諸事情を考慮に加へた場合に於てすら英國の輸出單價は我國の輸出單價に比して著しく高いのであつて、加工綿布に於ても先進國たる英國に對し我國の競争力の強いことを物語るものである。

進んで我國の加工綿布と英國の加工綿布との輸出競争の跡を辿つて右の事實を跡づけて見よう。(單位百萬平方碼)

年次	一九二八	一九三〇	一九三二	一九三三	一九三五	一九三六	一九三七	一九三八
日本	六九六	七三六	九二二	一、〇一五	一、二六九	一、二六六	一、二一一	八二二
英國	一、四一五	九四七	一、〇四八	一、〇〇一	一、〇〇八	九九九	一、一三二	七二九

日本は一九三六年以後は綿工聯調査統計、それ以前は大藏省統計、英國は Accounts relating to Trade and Navigation of the U.K. に據る。

之によつて見るに、我國の加工綿布輸出額は世界不況前に於て英國の半分以下なりしものが、不況期に於ける合理化の促進により英國の逐争の減退にも拘らず増加を續け、金輸出再禁止後は著しく増加して一九三三年(昭和八年)には遂に英國を凌駕し、以後常に英國よりも上位に位してゐるのである。加工綿布中特に糸染綿布の輸出の跡を辿る我國の統計を欠くが、英國の加工綿布が一九二八年と一九三八年に於て捺染、反染、糸染共に一樣に半減してゐる事實に徴すれば、我國の加工綿布の増加が各品種に就き一樣に増進したものと察せられるのである。

以上は我國の綿織物工業特に加工綿布工業の輸出競争力を先進英國との比較に於て検討したのであるが、次に各外國市場に就いて、我國の輸出綿織物の占むる地位を考察せねばならぬ。

由來、我國の加工綿布の販路は之を三つの範疇に分つことが出来る。其の一は土着工業の見べきものなき市場であり、此等の市場へは下級廉價の製品が輸出せられる。アフリカ諸市場、南米諸國、近東諸國、南洋諸市場は之に屬する。其の二は土着工業の勃興を見、其の發展過程にあるも未だ自給自足の域に達せざる市場である。支那、印度は其の代表的なものである。其の三は歐米諸國であつて、此等の市場に對しては高級品が輸出せられる。

此等の市場群に就いて見るに、第一群の市場は國內に保護すべき土着工業なく、良質廉價なる我國製品を制限する理由はなく、第二群の市場に於ては漸次保護が高度化せられ、第三群の市場に就いては既存國內工業の保護のために我國の進出が阻まれざるを得ない。然しながら、我國綿織物の輸出市場としては特に第一群及び第二群の市場が重要性多く、此等の市場に就いて母國工業及び土着工業との競争が問題となる。特に、昭和八年四月印度の産業保護法の施行、昭和九年二月の蘭領印度の織物輸入制限令、昭和九年五月の英國屬植民地保護領に於ける割當制實施、昭和九年七月の埃及の通商條約破棄並に從價四割の爲替補償税の賦課等盡く土着工業乃至母國工業との衝突を意味する。

右の如き土着工業乃至母國工業保護の目的以外にも我國の綿製品を制限する事は最近一般的に見らるゝ現象であつて、現在制限をなせる國と自由輸出の認めらるゝ國とを列擧すれば次の如くである。(日本綿糸布輸出組合聯合會企業調査に據る)。

輸入割當制 (亞細亞州) 佛領印度支那、英領馬來、英領海峽植民地、緬甸、英領印度、錫蘭、イラン、イラク、スイフランス、比  
 律賓、蘭領印度、シリア・レバノン (歐洲) 佛蘭西、獨逸、伊太利、瑞西、白耳義、和蘭、ラトビア、西班牙、土耳其、マル  
 タ (北米) 合衆國 (中米) ジャマイカ、ドミニカ、バハマス、セントヴィンセント、トリニダード及トバゴ、バルバドス  
 (南米) 祕露、英領ギアナ、ベネズエラ (阿弗利加) ナイジリア、ゴールドコースト、シエラリオニ、佛領ギニア、セネガル  
 チュニス、マダガスカル及リユニオン、伊領東阿、アルジェリア (太平洋州) ニューカレドニア、ギルバート及エリス、フィジ  
 ー、以上四十四市場

輸入許可制 (歐洲) 愛爾、澳太利、チエッコスロワキア、丁抹、諾威、葡萄牙 (中米) ニカラガ (南米) 智利、ウルグアイ  
 コロンビア、ボリビア、エクアドル (太平洋州) 濠洲 (阿弗利加) リビア、以上十四市場

爲替管理制 (中米) 墨西其、ホンヂュラス、コスタリカ (南米) アルゼンチン、パラグアイ、伯刺爾 (阿弗利加) モザンビ  
 ック、アンゴラ、西領モロッコ、カナリー諸島、葡領ギニア、以上十一市場

爲替補償稅制 (阿弗利加) 埃及、南阿聯邦 (北米) 加奈陀 (中米) 玖瑪、以上四市場

求償的關稅法制 (中米) グアテマラ、サルバドル、ハイチ、以上三市場

輸入制限なき國 (亞細亞) 香港、タイ國、バレスタイン、アラビア、アデン、バーレン、英領ボルネオ (歐洲) 英國、芬蘭、  
 ジブラルタル、瑞典 (中米) パナマ、パナマ運河地帯、ポルトリコ、キュラソー (南米) 佛領ギアナ、蘭領ギアナ (阿弗  
 利加) 佛領ソマリランド、カメルーン、ダホミー、リベリア、佛領モロッコ、佛領赤道アフリカ、ケープウエルデ諸島 (大洋  
 州) ニューギニア、新西蘭、ソサイエティ諸島、布哇、以上二十八市場

コンゴ盆地條約適用地域 英領アングロ埃及スーダン、ケニヤ、ウガンダ、タンガニカ、ローデシア、白領コンゴ、モーリ  
 シヤス、以上七市場

即ち、自由輸出の可能なる市場三十五に對し、何等かの形で制限を行つてゐる市場は八十四に上り、而も重要市場

は殆ど盡く制限を實施してゐるのであつて、我國綿製品輸出上の困難は察するに難くない。かゝる困難が現實に如何なるものであるかを知るために、日本綿織物工業組合聯合會調査にかゝる統計によつて最近三ヶ年間の制限市場向輸出と無制限市場向輸出との比率上の趨勢を見よう。(各市場群の合計に對する百分比)

	生		地		晒		加		工		合		計
	昭和十年	十一年	十二年	十年	十一年	十二年	十年	十一年	十二年	十年	十一年	十二年	
差別待遇國) 數量	六六・五	六一・九	五五・六	七四・〇	六八・四	七五・八	七三・七	六三・一	六三・九	七一・五	六三・九	六三・五	
(七八市場) 價額	六三・四	五五・六	四九・六	七三・七	六七・六	七四・三	七〇・五	六〇・五	五九・九	六八・九	六〇・三	六〇・四	
無差別待遇國) 數量	三二・五	三八・一	四四・四	三六・〇	三二・六	二四・二	二七・三	三六・九	三七・一	二八・五	三六・四	三六・五	
(四九市場) 價額	三六・六	四四・四	五〇・四	三六・三	三三・四	三五・七	三九・五	三九・五	四〇・一	三一・一	三九・八	三九・六	
合 計	九八・〇	一〇〇・〇	一〇〇・〇	一一〇・〇	一〇〇・〇								
(一二七市場) 價額	一〇〇・〇												

「綿工聯統計月報」昭和十三年四月號に據る。

右の綿工聯統計に於ける差別待遇國と無差別待遇國は前掲制限市場と無制限市場とは一致しないが、それは區別の標準と調査の時を異にせるためであつて、己むを得ない喰違ひである。此の表は僅々三ヶ年間を比較するに止るを以て之によつて多くの判斷材料を與へるものとはなし難いが、晒綿布が昭和十二年に於て差別待遇國向輸出を増加せる以外は、生地、加工共に差別待遇國向輸出比率は低下傾向にあり、之によつて少くとも此の兩品種に就いては外國の制限的措置が輸出上相當の障礙をなしてゐることを立言し得るのである。

更に之を輸出單價（一平方碼當り價格）に就いて、差別待遇國と無差別待遇國とを比較するに次の如くである。  
 （單位、錢）

差別待遇國(七八市場) 無差別待遇國(四九市場) 合計(一二七市場)	昭和十年				昭和十一年				昭和十二年			
	生地	晒	加工	合計	生地	晒	加工	合計	生地	晒	加工	合計
合 計	一五・四	一六・七	二〇・九	一八・三	一四・八	一六・四	二〇・八	一七・九	一八・三	一九・三	二五・四	二二・七
	一四・三	一六・六	二〇・三	一七・六	一三・三	一六・三	二〇・〇	一六・九	一六・六	一八・九	二四・一	二〇・七
	一七・九	一六・九	三・六	一九・八	一七・三	一六・八	三・三	一九・五	三〇・三	二〇・五	二七・四	三三・六

「綿工聯統計月報」昭和十三年四月號に據る。

右表によつて知らるゝ如く、輸出單價は各品種に就いて一様に差別待遇國向輸出が低位にあるのであつて、特に生地綿布に就いては二割以上、加工綿布に就いては一割以上の値開きがある。此の事實より、外國の制限的措置が我國輸出綿織物の價格に相當の壓力を加へ、制限國向の輸出は利潤の犠牲に於て維持せられてゐることが察せられるのである。

以上は我國綿織物一般に關しての諸外國の制限方策と其の綿織物輸出に及ぼす影響に就いてあるが、次に個々の市場に就いて第三國工業及び土着工業との競争状態を吟味する必要がある。然しながら、こゝでは各市場を網羅的に調査する餘裕と資料を持たぬが故に、特に我國の輸出市場として重要な英領印度及び蘭領印度に就いて、而も加工綿布のみに限つて若干の考察を加へるにとどめる。

先づ、印度に就いて日・英兩國の競争狀況を見るに次の如くである。(單位千碼)

	捺染		反染		糸染		加工合計	
	日本	英國	日本	英國	日本	英國	日本	英國
一九三一—三二	—	—	—	—	—	—	九四、六八八	一〇、二七一
一九三二—三三	一四、七三三	八、三九七	四三、五四五	九四、九九五	二五、六六八	一一、二五三	二四、三三三	一九四、三二六
一九三三—三四	八、七五三	五五、九三五	二四、九三三	七六、九五五	一五、三六三	九、九八〇	一四、〇四四	一四、四〇〇
一九三四—三五	一〇、六五七	九七、〇五五	一八、四七九	一〇一、四七七	一九、六三三	一三、七六六	一九、七五八	二五、〇六八
一九三五—三六	一五、〇二七	六七、六八八	一〇、四二二	七八、八五五	二〇、七〇〇	八、七六〇	一九、四一九	一五、三三三
一九三六—三七	一三七、六〇三	四九、七六七	一三、一八七	六三、四三四	九、八二七	三、四九六	一六、六二七	一六、六九七
一九三七—三八	一〇三、五三七	四七、八八六	三、九七七	六三、五五〇	六、九三三	三、五三二	一三、三七八	一三、九七七
一九三八—三九	八九、九三三	三四、八四九	三、四六九	五六、四四一	五、三九三	一、六九〇	一七、六九四	七、九八〇

Accounts relating to Trade and Navigation of British India の據。

右表の示す如く、印度向加工綿布に就いては、捺染、糸染に於ては我國が多く、反染に於ては英國が多いのであるが、加工綿布全體に就いては一九三一—三二年度に於て、我國は英國より下位にあつたものが、金輸出再禁止によつて我國の輸出が激増し、英國よりも上位に立つに至つた。一九三三年四月の日印通商條約の破棄及び同年六月の對英特惠限度の擴大(英國品從價二割五分、日本品從價七割五分)は、我國よりの輸出を著しく阻害して、逆に英國品の輸出を伸張せしめたのであるが、一九三四年七月、日印通商協定の成立によつて、我國の優位が回復された。此のことは、我國を對象とする差別待遇が如何に第三國工業との競争に於て大なる負擔を意味するかを示す適例である

が、我々が印度に就いて特に注意すべき點は、相互に競争せる日・英兩國の對印輸出が年と共に減少し、特に特惠待遇を受ける英國の輸出が著しい減少を示してゐる事實である。之は印度土着工業の發達による生産増加が、輸入品に代位しつゝあることを示すものであつて、最近十ヶ年間に於ける印度の加工綿布（色物として掲出されたものをとる）の生産額の變化を之に對照せしめることによつて瞭然となるであらう。即ち次の如くである。（單位、百萬碼）

一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三	一九三四	一九三五	一九三六	一九三七
一〇二・九	一〇三・〇	一〇三・一	一〇三・二	一〇三・三	一〇三・四	一〇三・五	一〇三・六	一〇三・七	一〇三・八
四三・七	六〇・一	五五・六	六七・八	七四・九	六〇・一	七五・八	七九・九	八〇・三	八五・六

The Indian Cotton Textile Industry (1939 annual), p. 35

即ち、印度土着工業の生産額は年と共に増加し、一部は既に輸出市場に於て日・英商品と競争さへもしてゐるのである。其の生産技術も相當高級化し、前記 The Indian Cotton Textile Industry 誌によれば、從來ランカシャーの特徴であつた捺染・反染ボイルの如きも印度に生産せられ、英國品と競争的に輸出市場に進出するに至つたと言ふ（四一—四二頁）。かゝる印度の土着工業の進出に對しては、單に印度市場に於ける競争のみならず、輸出市場に於ける競争に就いても、其の對策を考慮しておく必要があるのである。

次に蘭領印度に就いて見るに、此の市場に於ては母國たる和蘭と第三國たる英國と我國との間に競争がある。之を綿織物全體と、糸染綿布とに就いて見るに次の如くである。（單位、千碼）

	綿織物合計				糸染綿布		
	日本	英國	和蘭	日	英國	和蘭	
一九三〇	二二一、五七六	八九、〇三二	一三一、三〇〇	六五、二七四	一、三七五	一、八〇六	
一九三一	二五八、四三九	四六、三三九	一〇八、五八八	七一、七六七	四七九	一、一〇八	
一九三二	三七一、〇四一	五〇、六〇六	七八、三九八	六二、〇〇三	一、〇五二	一、四三〇	
一九三三	四七六、六六四	二三、三二一	二五、三二一	五八、八〇一	二一六	一、〇五〇	
一九三四	四九八、一七五	一六、七〇八	四四、〇一三	六〇、一五五	四八	九二二	
一九三五	四一〇、八八五	一〇、六七六	五五、八二五	六一、五九〇	一〇四	五七五	
一九三六	三八六、四四〇	二七、〇八三	七六、七九一	七〇、一〇九	一、五九二	三、九一一	
一九三七	五二一、〇三一	六九、〇九二	一七三、六五九	八七、三四〇	四、二八九	二二、二四七	
一九三八	二九五、〇四四	三六、二四二	一七三、五四一	五〇、七八四	二、三六〇	一八、〇七七	

蘭印統計局貿易年表及月表に據る。

右表によつて知らるゝ如く、蘭領印度向輸出綿織物に就いては我國が第一位を占め、特に金輸出再禁止後は和蘭、英國の減少に對して我國は著しい増進を示し、一九三四年には我國は全體の八三・一%を占め、和蘭の七・三四%、英國の二・七九%とは比較を絶したのである。然るに、一九三四年二月のサロン輸入制限令、晒輸入制限令、並に一九三五年一月の未晒綿布輸入制限令により、全品種に互つて、我國製品を目標とする制限令が實施せられて以來は、和蘭が漸次回復を示し、我國の輸出は漸減するに至り、一九三六年に於て、我國は全體の七七・二三%に對し和蘭は一五・三五%になつた。

之を糸染綿布に就いて見るに、我國は此の部門に於ては絶對的に多額を輸出するのであるが、前記サロン制限令に基く累次の割當縮小により、和蘭の地位が最近頗る高まりつゝあるのを知るのである。

かゝる輸出國相互間の競争に對して、蘭領印度自體の土着工業は近年家内の手工業より漸次機械使用による工場生産に進化しつゝあると言へ、一九三七年に於て、大規模織布工場六、小規模のもの七十五が擧げられてゐるに過ぎず、此等の工場の生産高、一九三五年には十三萬コード、一九三六年には二十二萬コードに過ぎない（南洋協會爪哇支部報告、蘭領印度の織布工業、大日本紡績聯合會月報、昭和十四年一月號）。従つて、土着工業の競争力は未だ將來の問題に屬し、英領印度とは其の事情を著しく異にし、前述各種の織物制限令は母國工業保護の目的に出でたものである。

以上、我國綿織物工業の輸出競争力を種々の角度から吟味し、我國綿織物が絶對的な輸出競争力を有することを明かにすると共に、之を阻害する事情は海外市場に於ける我國製品に對する制限及び差別待遇が主なるものであることを若干の具體的事例に徴して解明した。實に過去十年間に於ける我國綿織物輸出上の問題は、其の内部的理由に基く競争力の強化による輸出増進に鑑みて、如何にして海外諸市場に於ける制限強化を排除すべきかの點にかゝつてゐたのである。然るに最近支那事變の勃發以後は事情に變化を來し、かゝる對外的考慮に加へて、内部的に諸種の困難が生じ、輸出競争力を制約するに至つた。次に支那事變勃發以後に於けるかゝる諸問題乃至諸影響を檢討しよう。

(未完)